

改正後	改正前
個④004 個人事業の開業・廃業等届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。 2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。 3 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを書いてください。 また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。 なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日(届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日)を記載してください。 <u>(注) 給与等の支払事務を行う事務所を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載してください。</u> 4 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。 「青色申告承認申請書」 ① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……<u>その年の3月15日</u> ② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……<u>事業を開始した日から2か月以内</u> 「課税事業者選択届出書」 ○ 新たに事業を開始した年の末日(12月31日) 5 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。 また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得(不動産所得等)のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。 お 知 ら せ 1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方で、一定の要件に該当する方は、下記の記帳制度等の適用がありますので、ご注意ください。 ① 記帳制度 ② 帳簿書類保存制度 ③ 総収入金額報告書を提出する制度 ④ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度 <u>(注) 個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳 (①) と帳簿書類の保存 (②) が、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方 (所得税の申告の必要がない方を含みます。) について、平成 26 年1月から同様に必要となります。</u> 詳しいことは、税務署 (所得税担当) におたずねください。 2 <u>1月1日から6月30日までの期間(以下「特定期間」といいます。)</u>内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000 万円を超えた場合(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。)<u>には、開業した年の翌年において消費税の課税事業者になります。</u> <u>この場合、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。</u>	個④004 個人事業の開業・廃業等届出書（裏面） 書 き か た 1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。 2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、新設、増設、移転、廃止にかかる事務所・事業所の所在地が納税地と異なる場合には、これらの事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長にも提出してください。 3 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを書いてください。 また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。 なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日 (届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日) を記載してください。 4 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。 「青色申告承認申請書」 ① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……<u>その年の3月15日</u> ② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……<u>事業を開始した日から2か月以内</u> 「課税事業者選択届出書」 ○ 新たに事業を開始した年の末日 (12月31日) 5 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。 また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得 (不動産所得等) のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。 お 知 ら せ 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告書の方で、一定の要件に該当する方は、下記の記帳制度等の適用がありますので、ご注意ください。 ① 記帳制度 ② 帳簿書類保存制度 ③ 総収入金額報告書を提出する制度 ④ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度 詳しいことは、税務署 (所得税担当) におたずねください。